９　自動車税減免・交通割引など

９－１　自動車税の減免　身　知　精

身体障がい者等の移動のために利用される自動車について一定の要件に該当する場合は、千葉県で自動車税の減免を行う制度を設けています。（障がい者1名につき1台の自動車に限られています）

※入院中または施設に入所している場合、減免の対象外または下記以外の条件がある場合がありますのでご注意ください。

【身体障害者手帳の交付を受けている方】

（障がいが重複されている場合、障がいごとに判断します。）

対象障がい	障がいの等級	
視覚障がい	１級から３級までの各級及び４級の１	
聴覚障がい	２級及び３級	
平衡機能障がい	３級	
音声機能又は言語機能障がい	３級（喉頭摘出に係るものに限る）	
上肢不自由	１級及び２級	
下肢不自由	１級から６級までの各級	
体幹不自由	１級から３級までの各級及び５級	
心臓機能障がい	１級・３級及び４級	
じん臓機能障がい	１級・３級及び４級	
肝臓機能障がい	１級から4級までの各級	
呼吸器機能障がい	１級・３級及び４級	
膀胱・直腸・小腸機能障がい	１級・３級及び４級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	１級から３級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	１級及び２級
	移動機能	１級から６級までの各級

【療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方】

療育手帳	療育手帳Ⓐ（Ⓐの１、Ⓐの２）またはＡの１の方
	［療育手帳Ａの２］でかつ、［身体障害者手帳（音声・言語・上肢）のいずれかが３級］の重複障がいがある方
精神障害者保健福祉手帳	１級

自動車税減免申請の流れ

手帳所持者・車の所有者・運転者が **同じ場合**

手帳所持者・車の所有者・運転者が **異なる場合**

○ **生計同一証明書が必要です。**

〔生計同一証明書発行に必要なもの〕

- 障害者手帳
- 運転免許証又はマイナ免許証
  （マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）
- 車検証（新車購入で、新しい車検証がない場合は車庫証明など車台番号が分かるものをご用意ください）
- 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ）

※上記の記載住所が同一でかつ住民票とも一致していることが発行条件です。
※住所や車を変更した場合、改めて手続が必要です。
※同居ご家族以外の方が手続きされる場合、委任状が必要となります（書式の指定はございません）。

障がい者支援課または行徳支所にて「生計同一証明書」を発行します。

注）**精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、市川健康福祉センター（市川保健所）で発行します。必要書類等が異なるものがありますので必ず事前にお問合せ下さい。TEL ０４７－３７７－１１０１**

〔減免申請に必要なもの〕

- 障害者手帳
- 自動車検査証記録事項が記載された書類
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 今まで減免されていた自動車の移転又は抹消後の証明書（買い替えの場合）

〔減免申請に必要なもの〕

- 生計同一証明書
- 障害者手帳
- 自動車検査証記録事項が記載された書類
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）
- 印鑑（朱肉を使うもの）
- 今まで減免されていた自動車の移転又は抹消後の証明書（買い替えの場合）

船橋県税事務所《℡047-433-1275》または自動車税事務所《℡043-243-2721》にて手続き

申請期限

該当区分	申請期限
①３月３１日以前から自動車を所有されている方	納税通知書の納期限
②障害者手帳等の交付を新規に受ける方 (等級変更され新たに減免対象となる方を含む)	障害者手帳等の新規交付日（等級変更により新たに減税対象となった日を含む）から１ヵ月以内
③自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の新規登録から１ヵ月以内
④すでに減免を受けている（受けていた）自動車を所有し、乗り換えされる方	乗り換えした自動車の新規登録日又は減免を受けていた自動車の抹消登録日のいずれか遅い日から１ヵ月以内
※④の申請者又は前減免車が４月１日以降に移転登録(名義変更)の場合、翌年度の納期限までとなります。	

９－２　軽自動車税の減免　身 知 精

内　容	身体障がい者等が所有している車両などについて、申請要件を満たしている場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。
対象障がいと対象車両	○対象障がい Ｐ４１記載の表に該当する方が対象となります。 ○対象車両 ・身体障がい者等が所有し使用している車両 ・身体障がい者等と生計をーにする方が所有し、身体障がい者等のために使用する車両 ※担当課にて申請内容を審査したうえで減免を決定します。
必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳　のいずれか ・自動車検査証【車検証】（原本） ・軽自動車届出済証（コピー可） ・標識交付証明書（コピー可）　のいずれか ※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項（所有者等の情報が記載されているもの）もお持ちください ・運転される方の運転免許証又はマイナ免許証 （マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類） ※手帳所持者本人または手帳所持者と生計をーにしている方（コピー可） ・納税通知書（原本） ・納税義務者の個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等） ・納税義務者の本人確認書類（運転免許証など） ※減免は障がい者１名につき１台となりますので、自動車税の減免を受けている方は軽自動車税の減免は受けられません。 **※減免の受付は納税通知書が届いてから、納期限までです。** **詳しくは市民税課窓口にてご確認ください。**
窓　口	市民税課　ＴＥＬ　０４７―７１２―８６６５

９－３　障害者有料道路通行料金割引　身　知

対象者		
	第２種身体障害者手帳所持者	本人運転のみ可能
	第１種身体障害者手帳所持者 第１種療育手帳所持者	介護者運転でも可能

【対象となる自動車の範囲】

- 障がい者の方お1人につき、要件を満たす自動車１台を事前にご登録いただけます。
- 自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車であれば割引の対象となります。
- ETC無線通行（ノンストップ走行）で割引の適用を希望される場合は、自動車・ETCカードの事前登録及び利用申請が必要となります。

自動車 ※条件により割引の対象外となる場合あり	適用範囲		
	事前申請で登録できる自動車	事前申請で登録していない自動車	
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
乗用自動車	○	○	○
貨物自動車	○	○	○
特種用途自動車	○	○	○
二輪自動車	○	○	○
レンタカー	×	○	○
借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、一般タクシー※	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

※ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは割引が適用されません。タクシーの予約時又は乗車する前に、利用できるか確認した上でご乗車ください。

申請に必要なもの（新規・変更・更新）

ETCを利用する場合

- 障害者手帳
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）※手帳が２種の方のみ
- 自動車検査証の原本（コピー不可）
- 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ）
- 「本人名義」のETCカード
（20歳未満は保護者で可。20歳到達時に切替が必要）
- ETC車載器セットアップ証明書
- （割賦契約書又はリース契約書）

ETCを利用しない場合

- 障害者手帳
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）※手帳が２種の方のみ
- 自動車検査証の原本（コピー不可）
- 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ）
- （割賦契約書又はリース契約書）

事前申請において自動車を登録しない場合

- 障害者手帳
- 運転免許証又はマイナ免許証（マイナ免許証から出力した免許画像を印刷した書類）※手帳が２種の方のみ

※障がい者支援課（福祉グループ）または行徳支所で申請・受付

※オンラインによる申請が導入されました。申請受付サイト http://www.expressway-discount.jp

※割引には有効期間があります。更新については有効期限の2ヶ月前から手続き可能です。

※住所・車・ETCカード等変更があった際には、改めて手続きが必要となります。

９－４　タクシー運賃の割引　身 知

内　容	タクシー会社によっては運賃の１０％割引がうけられます。
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳所持者 ※精神障害者保健福祉手帳については乗車前に運転手にお問い合わせください。
利用方法	身体障害者手帳、療育手帳等をタクシー運転手に提示してください。 ※　問い合わせ先　千葉県タクシー協会　TEL ０４３―３０７―７００２

９－５　福祉タクシー　身 知 精

内　容	障がいのある方がタクシーを円滑に利用できるよう、個人タクシー、法人タクシーの協力を得て事業を進めており、利用者の経済的負担の軽減を図るため、タクシー料金の一部を助成しています。
対 象 者	・身体障害者手帳　２級以上（視覚障がい者については３級以上） ・療育手帳　　Ⓐ、Ⓐの１、Ⓐの2及びＡの１ ・精神障害者保健福祉手帳　１級 ※以下の場合は除きます。 ・基準となる方の市民税所得割額の合計額が16万円以上の場合 （本人が18歳未満の場合は、28万円以上）
助 成 額	**料金の2分の1（限度額　１，２００円）** 福祉タクシー利用券の交付枚数は年間３１２枚です。
必要なもの	・身体障害者手帳 ・療育手帳　　のいずれか ・精神障害者保健福祉手帳 ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等）
窓　口	・障がい者支援課（給付グループ） （以下の施設は発券のみ行っております） ・行徳支所　福祉課　　・大柏出張所 ・市川駅行政サービスセンター　　・南行徳市民センター

９－６　バス運賃の割引　身 知 精

内　容 及　び 対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳所持者の方はバス運賃の割引対象となります。ただし、**すべてのバス会社・路線で適用されるとは限りませんので各会社の窓口でご相談ください。**また、市川市コミュニティバスは運賃の割引対象外となります。 以下に記するところは、**京成バスの割引制度**です。（都営バスも同様の制度があります） ※介護者に対する割引を行っている場合もありますので、併せてご確認ください。
種　類	○普通運賃　乗車後、運賃を支払う際、運転手に手帳を提示し、割引率に見合う料金をお支払いください。（障がい者・児本人）
割 引 率	５０％（定期券は身体障害者手帳・療育手帳所持の方のみ30％割引）
利用方法	各バス会社にお問い合わせください。

９－７　旅客鉄道運賃の割引　身 知 精※

内容及び対象者

身体障害者手帳または療育手帳所持者は次のとおり割引されます。

適用範囲		種類	割率
第1種障害者	単独で利用する場合（片道１００ｋｍを超える区間に限る）	普通乗車券	５割
第1種障害者	介護者と共に利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く) 回数乗車券 普通急行券	本人・介護者共に５割
第2種障害者	単独で利用する場合（片道１００ｋｍを超える区間に限る）	普通乗車券	５割
第2種障害者	介護者と共に利用する場合（１２才未満の障がい児が介護者と共に利用する場合に限る）	定期乗車券	介護者のみ５割

利用方法

乗車券を購入する窓口に手帳を提示してください。
ただし、首都圏で第１種の方が介護者の方と共に100km未満の乗車券を購入する場合は、小人運賃の乗車券を自動券売機で購入し、有人改札口で手帳・乗車券を提示してください。ICカードを利用される場合は、出場駅の有人改札口にて手帳とICカードを提示してください。

※　乗車券、定期券、回数券等の券種で取り扱いが違う場合があります。
※　参考(JRの場合)　身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則
※　都営地下鉄、東京メトロ、京成電鉄等でも同様の割引制度がございます。
　　詳細については鉄道各社にお問い合わせください。
精※　精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和６年６月１日より順次割引が導入されております。導入時期、割引率等の詳細は各鉄道会社へお問い合わせください。

９－８　国内航空運賃の割引　身 知 精

内　容 及び 対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方とその介護者の方が定期航空路線の国内線を利用する際に運賃の割引制度があります。 **※割引の内容は各航空会社により異なります。詳しくは各航空会社の窓口でご相談ください。**
利用方法	各航空会社にお問い合わせください。

９－９　駐車禁止除外措置　身 知 精

内　容	公安委員会で標章を交付された場合、駐車禁止区域（法定禁止区域内は除く）でも、止むを得ない場合は他の妨げにならない限り駐車することができます。
対 象 者	身体障がい者で歩行困難な方、精神障害者保健福祉手帳１級所持者、重度の知的障がい者など ※標章の交付条件・申請方法等を事前に各警察署に問い合わせてください。
窓　口	・市川地区　市川警察署交通課　ＴＥＬ　０４７－３７０―０１１０ ・行徳地区　行徳警察署交通課　ＴＥＬ　０４７－３９７―０１１０

９－１０　ちば障害者等用駐車区画利用証制度　身 知 精 難

１．制度の概要

公共施設や商業施設には、障がいのある方、介護が必要な高齢者、けが人、妊産婦など歩行が困難な方のための駐車区画（障害者等用駐車区画）が設置されています。

しかしながら、本当に必要としている方が利用できないことがあるため、千葉県及び県内市町村が利用証を交付することにより、当該駐車区画の適正利用を図ります。一般に**「パーキング・パーミット制度」**と呼ばれ、全国的にも広がりを見せている制度です。

利用証は、当該駐車区画に駐車する際、車内のバックミラーに掛けるなどし、外から見えるように提示します。なお、利用証は有効期限なし（青色）と有効期限あり（橙色）の２種類があり、交付対象者によって異なります。

２．対象者及び交付窓口等

<table>
<tr><th colspan="4">対　象　者</th><th>交付基準</th><th>申請に必要な書類
（提示のみ）</th><th>利用証の種類</th><th colspan="2">交付窓口
（担当課）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">身体障害者</td><td colspan="3">視覚障害</td><td>４級以上</td><td rowspan="9">身体障害者手帳</td><td rowspan="11">無期限＜青色＞
（対象者としての基準に該当しなくなるまで）
 </td><td rowspan="12">第１庁舎ワンストップ総合窓口
（障がい者支援課・地域包括支援課）</td><td rowspan="12">行徳支所１階
（福祉課等）</td></tr>
<tr><td colspan="3">聴覚障害</td><td>３級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">平衡機能障害</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td colspan="2">上肢</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脳原性運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">内部障害
（免疫機能障害を含む）</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">知的障害者</td><td>療育手帳の障害程度がＡの２以上の者</td><td>療育手帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神障害者</td><td>精神障害者保健福祉手帳１級の者</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td colspan="2">難病患者</td><td colspan="2">次に掲げるいずれかの書類
・特定疾患医療受給者
・特定医療費（指定難病）受給者
・小児慢性特定疾病医療受給者</td></tr>
<tr><td colspan="2">高齢者等</td><td>介護保険の要介護状態の区分が要介護１以上である者</td><td>介護保険被保険者証</td></tr>
<tr><td colspan="2">けが人等</td><td>医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者（原則１年以内）</td><td>次に掲げる全ての書類
・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等
・身分証明書（保険証、運転免許証 等）</td><td>有期限＜橙色＞
 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">妊産婦</td><td>単胎児</td><td>妊娠７箇月～出産予定日から１年以内の者</td><td rowspan="2">母子健康手帳</td><td rowspan="2">有期限＜橙色＞
 </td><td rowspan="2">母子保健相談窓口「アイティ」（第１庁舎・行徳支所・南行徳保健センター・市川駅南口ザ タワーズイースト）</td></tr>
<tr><td>多胎児</td><td>妊娠７箇月～出産予定日から３年以内の者</td></tr>
</table>

費　用	無 料　　※郵送申請の場合、返信用切手代等が必要になります。
問い合せ	（窓口申請）　障がい者支援課（管理グループ） （郵送申請）　千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 〒２６０-８６６７　千葉市中央区市場町１－１ TEL　０４３-２２３-３９２４

９－１１　駐輪場の利用　身 知 精

内　容	市営駐輪場の定期使用料の一部を減免することが可能です。（※減免申請書類等を提出いただく必要があります。） 減免が適用された場合、通常料金のおよそ半額が減額となります。（※１回使用の料金の減免はありません。）
対 象 者	① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ② 障害者手帳の交付を受けている小学校就学の始期に達するまでの者を同乗させて自転車を使用する方 ③ 障害者手帳の交付を受けている方を、２人乗りが可能な構造とした普通自動二輪車（５０ｃｃ超１２５ｃｃ以下）に同乗させて使用する方
窓　口	交通計画課　ＴＥＬ　０４７－７１２－６３４２

９－１２　移送費助成　身 知 精 難

内　容	座っていることができないためストレッチャー(寝台)を使用しないと移動困難な方が、病院への通院、入退院又は施設へ入退所をする際に寝台タクシーを利用した場合、移送に要した費用のうち運賃について助成するものです。
対 象 者	市川市に居住している（住民登録されている）方で、 ①　身体障害者手帳　2級以上かつ下肢または体幹に障がいを有する方 ②　千葉県特定医療費（指定難病）受給者証、又は千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、又は千葉県特定疾患医療受給者証をお持ちの方 ③　その他、上記①、②の障害者手帳、受給者証を所持していない方で、移送に対する医師の意見書（費用は自己負担）を提出し、市長が認めた方
助 成 額	移送費のうち運賃の9割に相当する額（ 限度額　１５,０００円 ）
必要なもの	・領収書の原本 （利用者氏名、運賃、利用区間、介護料、障害者割引額、ストレッチャー使用、などの記載のあるもの） ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等） ・①に該当の方は、所持している障害者手帳 ・②に該当の方は、所持している受給者証 ・③に該当の方は、医師の意見書
窓　口	障がい者支援課（給付グループ） 行徳支所　福祉課（申請書の提出のみ）

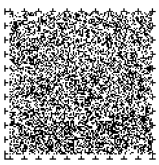

９－１３　障がい者施設通所費用助成　身 知 精

内　容	下記の障がい者施設等に通所している障がい者に交通費の一部を助成します。 ・生活介護を行う事業所 ・自立訓練を行う事業所 ・就労移行支援を行う事業所 ・就労継続支援を行う事業所 ・地域活動支援センター ・就労選択支援を行う事業所
対 象 者	市川市に居住し、住民基本台帳法に基づく登録をされている障がい者 ※市外から市川市内の施設等に通所している方は支給対象外です。
助 成 額	【交通機関（電車・バス）利用】 １ヶ月分の運賃の１／２ ※交通機関による障がい者割引の対象者は、割引後の運賃の１／２ 【自転車・バイク・自家用車利用】 ※自宅からの距離（直線距離）１ｋｍ以上の場合 通所日数が１ヶ月に５日以上の場合は、１，０００円 通所日数が１ヶ月に４日以下の場合は、１日５０円×通所日数 ※施設から交通費が支給されている場合は、その金額を差し引きます。 ※１ヶ月の助成限度額は２０，０００円です。
必要なもの	【新規申請】　※申請月の翌月から該当となります。 ・振込先の銀行口座が確認できるもの（通帳等） ・定期乗車券のコピー（定期乗車券を購入している方）
助成金の振込時期	毎月の通所日数を、市川市から施設に確認させていただき、 ７月・１０月・１月・４月の月末に、前３ヶ月分の助成金を 指定口座に振込みます。
窓　口	障がい者支援課（給付グループ） ※ただし、市川市立の障がい者施設に通所している方は、各施設にお問い合わせください。